

岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年九月二十八日

目次

監査委員告示

住民監査請求の結果

(監査委員)

ページ

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十六号

平成二十一年七月三十一日付けで角谷光吉から請求のあった地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第一項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年九月二十八日

岐阜県監査委員	野村保夫
岐阜県監査委員	足立勝利
岐阜県監査委員	帆刈信一
岐阜県監査委員	水谷雄二
岐阜県監査委員	神戸正雄

第1 請求の受付

1 請求人

角谷 光吉

2 請求書の提出

請求人から、平成21年7月31日に地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条に定める住民監査請求として、住民監査請求書が提出された。

3 請求の内容

請求書に記載されている事項、事実証明書の内容から、監査請求の主張の事実及び措置の要求を次のように解した。

(1) 主張の事実

ア 県立多治見病院(以下「多治見病院」という。)が、平成20年度において購

入したA重油の支払のうち、同年度において大垣市民病院が購入したA重油の単価と比較して安い方の単価により購入したとして支出額を試算すると、多治見病院が実際に支出した金額との差額（8,121,540円）については、自治法第2条第14項に定める「最少の経費で最大の効果」及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項に定める「その目的を達成するための必要且つ最少の限度」に反し、違法な公金の支出に該当する。

イ 岐阜振興局が、平成20年12月から翌年3月までに購入したA重油の支払のうち、同期間における財団法人日本エネルギー経済研究所に附置された石油情報センター（以下「石油情報センター」という。）が公表しているA重油（可積載量8キロリットルの大型ローリーでの納入）の市場価格を基準として、平成20年12月以降の公表値の変動率から試算した単価で減額変更契約を締結した場合、岐阜振興局が実際に支出した金額との差額（618,000円）についても、自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に反し、違法な公金の支出に該当する。

(2) 措置の要求
多治見病院及び岐阜振興局の支出のうち、違法な支出であるといえる部分の合計8,739,540円を県に返還するように知事に勧告すること。

第2 請求の要件審査
本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成21年8月28日付けで受理した。

第3 監査の実施
本件請求について、以下のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述
請求人に対して自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年9月9日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人から陳述を行わない旨の申出があったので、陳述は行わなかった。

2 監査の対象事項
請求書の記載事項を勘案し、多治見病院及び岐阜振興局の平成20年度におけるA重油の購入に係る支出事務において、自治法第242条第1項に規定する「違法若し

くは不当な公金の支出」が認められるか否かについてを監査の対象事項とした。

3 監査対象機関
多治見病院及び岐阜振興局を対象として監査を実施した。

第4 監査の結果
1 監査対象機関に対する監査の結果

(1) A重油の市場価格
重油は、日本工業規格においてその動粘度によって1種から3種に分類されており、それぞれ順にA重油、B重油、C重油と呼ばれている。A重油は、ディーゼル車の燃料としてガソリンスタンド等で販売されている軽油とほぼ同じ成分であり、ディーゼル発電機、漁船の内燃機関、工業用ボイラー燃料などに利用されている。

このようにA重油は、低廉な産業用燃料として幅広く利用されており、複数の機関が、その取引価格を調査し、その結果を公表している。

公表されている代表的なA重油の調査価格には、石油情報センターが公表している調査価格、財団法人建設物価調査会が月刊誌「建設物価」で公表している調査価格及び財団法人経済調査会が発行する月刊誌「積算資料」で公表している調査価格の3つの調査価格がある。

なお、財団法人経済調査会が公表している調査価格は、月刊誌によって公表される方法のほかに、月3回の頻度で電子メールによって配信される方法（以下「積算資料デジタル物価版」という。）によっても公表がなされている。

いずれの調査価格も、特約店又は販売店が、タンクローリーによって需要家が指定した場所で引渡しをする場合における取引価格であり、大口需要家の購入価格を代表する価格である。

ただ、これらの調査価格は、調査地区、調査対象及び価格の公表時期などにおいて相違点があり、そのために同一時点に公表されている重油の調査価格であっても、その価格には、違いがある。

また、石油製品は、原油を精製して生産されるために原油価格に連動してその価格が変動している。A重油は、販売者と購入者の相対で取引されることが多く、また、重油に含まれる硫黄分の濃度、運搬するタンクローリーの積載数量、購入数量、販売業者の購入価格などの様々な要因によって影響を受けており、同一時

点においても、個々の取引において重油価格は、差異が生じうる。

(2) 多治見病院

多治見病院では冷暖房や給湯等のボイラー用燃料として、年間を通じてA重油を購入しており、原則として四半期毎に一般競争入札の方法により最低落札者と物品売買単価契約を締結していた。平成20年度の購入総量は1,746キロリットル、購入総額は148,293,642円であった。

同病院は、重油の価格動向を早期に把握するために積算資料デジタル物価版を基準として予定価格の積算をしていた。平成20年度各四半期における多治見病院のA重油の購入に係る契約事務及び支出事務の状況は次のとおりであった。

ア 平成20年4月から6月までの状況

第1四半期の契約については、期間中の購入予定数量を400キロリットルとして、予定価格は積算資料デジタル物価版を基準に1キロリットル当たり82,950円に設定し、平成20年3月21日に一般競争入札を執行したところ、6業者が応札したが、予定価格に満たず、落札者がなかった。

そのため、最低入札者と予定価格内での契約を交渉したものの、合意できなかった。

同病院は、A重油の貯蔵量に余裕もなく緊急の必要性があったため、改めて契約審査会を開催し、随意契約を締結することについて議決を得て、予定価格を1キロリットル当たり84,000円として、同月31日に応札者のうち安価な入札を行った上位4者より見積書を徴収し、最も安価な金額を提示した業者Aと4月1日に随意契約の方法により1キロリットル当たり83,580円で物品売買単価契約を締結した。

その後、業者Aより、A重油価格高騰のために契約単価の増額変更の要望がなされたため、3度の協議を行い、5月1日に1キロリットル当たりの契約単価を90,893.25円とする増額変更契約を締結した。

その後もさらに重油価格の高騰が続き、業者Aからさらなる単価の増額変更の要望がなされた。病院においても市況調査を行った上で、業者Aとの協議を経て、6月1日に1キロリットル当たり105,000円とする増額変更契約を締結した。

これらの契約に基づいて同病院が、4月から6月までに購入したA重油の数量、単価、購入金額及び支払日は次のとおりであった。

表1 多治見病院の購入及び支払の状況（平成20年4月から6月までの購入分）

	数量（和訳）	1和訳当たり単価（円）	購入金額（円）	支払日
4月分	128	83,580	10,698,240	5月30日
5月分	96	90,893.25	8,725,752	6月30日
6月分	112	105,000	11,760,000	7月31日
計	336		31,183,992	

イ 平成20年7月から9月までの状況

第2四半期の契約については、期間中の購入予定数量を650キロリットルとして、予定価格は積算資料デジタル物価版を基準に過去からの変動率を考慮し、1キロリットル当たり118,125円に設定し、6月20日に一般競争入札を執行したところ、5業者が応札し、最も安価な金額で入札した業者Aと同日、1キロリットル当たり114,030円で物品売買単価契約を締結した。

この契約に基づいて同病院が、7月から9月までに購入したA重油の数量、単価、購入金額及び支払日は次のとおりであった。

表2 多治見病院の購入及び支払の状況（平成20年7月から9月までの購入分）

	数量（和訳）	1和訳当たり単価（円）	購入金額（円）	支払日
7月分	208	114,030	23,718,240	8月29日
8月分	208	114,030	23,718,240	9月30日
9月分	160	114,030	18,244,800	10月31日
計	576		65,681,280	

ウ 平成20年10月から12月までの状況

第3四半期の契約については、期間中の購入予定数量を400キロリットルとして、予定価格は積算資料デジタル物価版を基準に過去からの変動率を考慮し、1キロリットル当たり115,080円に設定し、9月19日に一般競争入札を執行したところ、6業者が応札し、最も安価な金額で入札した業者Aと同日、1キロリットル当たり88,620円で物品売買単価契約を締結した。

その後、A重油価格が下落傾向を見せたため、同病院から業者Aに対して契

約単価の減額変更の要望を行い、4度の協議を経て、11月16日に1キロリットル当たりの契約単価を73,500円とする減額変更契約を締結した。
これらの契約に基づいて同病院が10月から12月までに購入したA重油の数量、単価、購入金額及び支払日は次のとおりであった。

表3 多治見病院の購入及び支払の状況 (平成20年10月から12月までの購入分)

数量 (知牒)	1知牒当たり単価 (円)	購入金額 (円)	支払日
10月分	112	88,620	11月28日
11月分	64	88,620	12月26日
(11/16変更)	80	73,500	5,880,000
12月分	144	73,500	10,584,000
計	400	32,061,120	1月30日

エ 平成21年1月から3月までの状況

第4四半期の契約については、期間中の購入予定数量を500キロリットルとして、予定価格は積算資料デジタル物価版を基準に1キロリットル当たり66,675円に設定し、12月19日に一般競争入札を執行したところ、6業者が応じ、最も安価な金額で入札した業者Bと同日、1キロリットル当たり44,625円で物品売買単価契約を締結した。

この契約に基づいて同病院が、平成21年1月から3月までに購入したA重油の数量、単価、購入金額及び支払日は次のとおりであった。

表4 多治見病院の購入及び支払の状況 (平成21年1月から3月までの購入分)

数量 (知牒)	1知牒当たり単価 (円)	購入金額 (円)	支払日
1月分	182	44,625	2月27日
2月分	126	44,625	3月31日
3月分	126	44,625	4月30日
計	434	19,367,250	

(3) 岐阜振興局

岐阜振興局では岐阜総合庁舎の暖房用燃料として、冬季のみA重油を購入しており、指名競争入札の方法により最低落札者と物品売買単価契約を締結していた。20年度の購入総量は96,000リットル、購入総額は5,745,600円であった。
同振興局は、平成20年11月の入札実施時点における石油情報センターの最新公表値 (20年9月調査値) を基準に、当時下落傾向であった市況を踏まえ、新日本石油株式会社公表していた予想変動額を参考に予定価格の積算をしていた。
同振興局が平成20年12月から翌年3月までに行ったA重油の購入に係る契約事務及び支出事務の状況は、次のとおりであった。

平成20年11月14日に同振興局内において契約審査会が開催され、期間中の購入予定数量を108,000リットルとして、予定価格は平成20年11月の入札実施時点における石油情報センターの最新公表値 (20年9月調査値) 1リットル当たり104.1円 (税抜き) を基準に、当時下落傾向であった市況を踏まえ、新日本石油株式会社公表していた予想変動額 (マイナス7.6円 (税抜き) /リットル) を参考に1リットル当たり101.32円に設定し、入札については入札参加資格者名簿に登録され、同振興局管内にある業者で岐阜地区で取引可能な26者による指名競争入札を執行することについて契約審査会の議決を得た。

同月26日に指名競争入札を執行したところ、入札執行の通知をした26業者のうち20業者が応じ、最も安価な金額で入札した業者Cと同日、1リットル当たり59,85円で物品売買単価契約を締結した。

その後、石油製品価格が下落していることを踏まえ、平成21年1月頃、同振興局の管理調整業務担当者が業者Cに対して、契約単価の減額変更の要望を行ったものの、相手方との減額交渉は成立せず、変更契約締結には至らなかった。

なお、これらの契約に基づいて同振興局が、平成20年12月から翌年3月までに購入したA重油の数量、単価、購入金額及び支払日は次のとおりであった。
表5 岐阜振興局の購入及び支払の状況 (平成20年12月から21年3月までの購入分)

数量 (知牒)	1知牒当たり単価 (円)	購入金額 (円)	支払日
12月分	24,000	59,85	1,436,400
1月分	24,000	59,85	1,436,400
2月分	24,000	59,85	1,436,400
3月分	24,000	59,85	1,436,400

計	96,000	5,745,600
---	--------	-----------

(4) 市場価格と購入単価の推移
 各調査価格の調査対象となったA重油並びに多治見病院及び岐阜振興局が購入したA重油は、いずれも比較的大口で取引されたものであり、特約店又は販売店からタンクローリーによって需要家が指定した場所で引渡されている（それぞれA重油の仕様は、表6を参照）。

各調査価格や購入単価を比較しただけでは、多治見病院及び岐阜振興局における購入単価が妥当であったかを直ちに判断しうるものではないが、平成20年度におけるこれら3つの調査価格並びに多治見病院、岐阜振興局及び大垣市民病院の購入したA重油の価格をまとめると、図1のとおりになる。

A重油の各単価には、ばらつきがあるものの、多治見病院及び岐阜振興局における購入単価は、おおむね各調査価格を下回っており、適正価格を大きく超えて著しく高い価格で購入している事実を認めることはできなかった。

図1 A重油の価格推移（平成20年度）

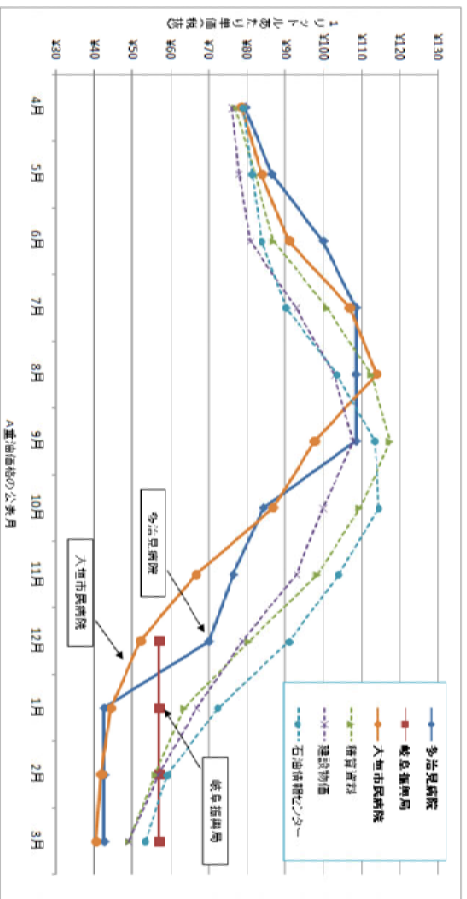


表6 A重油の仕様

調査段階	引渡場所	運搬するタンクローリーの積載量（キロリットル）	硫黄分
------	------	-------------------------	-----

多治見病院	14～16	0.1%以下
岐阜振興局	14	0.5%以下
大垣市民病院	14	0.5%以下
積算資料	10～20	0.1%以下
建設物価	14～24	0.5%以下
石油情報センター	8以上	2.0%以下

2 監査委員の判断

請求人は、多治見病院が購入したA重油の購入単価と大垣市民病院のそれを比較して安い方の単価により購入したとして試算した支出額と多治見病院が実際に支出した金額との差額（8,121,540円）及び岐阜振興局が購入したA重油の支払のうち、購入期間における石油情報センターの調査価格を基準として、契約以降の公表値の変動率から試算した単価で減額変更契約を実施した場合と同振興局が実際に支出した金額との差額（618,000円）を合計した、計8,739,540円が、自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定に違反し、違法な公金の支出に該当し、知事による同額を戻し返還するよう請求しているが、この点について検討する。

自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の解釈について裁判例では、「自治法2条14項及び地方財政法4条第1項は、地方公共団体が事務処理に当たって準拠すべき指針である「最少経費による最大効果」の原則を一般的・抽象的に、あるいは予算執行の観点から定めたものにとどまり、それを超えて具体的な規制をするものではない。その趣旨は、普通地方公共団体が財産を取得するに当たっては、その取得目的である政策遂行上の必要性、対価の相当性、相手方との交渉の経緯等の諸般の事情をしんしゃくし、時宜に応じた的確な判断をしなければならぬことから、その事柄の性質上、その判断を当該普通地方公共団体における自治行政について責任を負う長の裁量にゆだねるといふ点にあるものと解される。したがって、地方自治法96条1項8号の規定による議会の議決を要しない場合において、普通地方公共団体の長が行った財産の取得に係る契約の締結が、財務会計法規上の義務に違反する違法なものとされるのは、明らかに当該財産を取得する必要性がないにもかかわらずこれを取得した場合や、合理的な理由もなく適正価格を大きく超えた高額な対価で当該財産を取得した場合等、長がその付与された裁量権の範囲を逸脱し、

又はこれを濫用して契約を締結した場合に限られるものと解するのが相当である。
 なお、この理は、普通地方公共団体の長が財産の取得に係る契約の締結権限をその
 吏員に委任している場合（同法153条1項）においても、等しく妥当するものであ
 る。」（大阪地方裁判所平成17年2月24日判決・判例地方自治271号103頁）とされて
 いる。

また、地方財政法第4条第1項の「必要且つ最少の限度」の判定の基準について
 裁判例では、「個々の事案の具体的事情に基づいて、社会的、経済的及び政策的見
 地から総合的にみて、支出目的の達成に必要なかつ最少の限度を明らかに超えてい
 るか否かによって判断されるべきものである」（名古屋地方裁判所平成元年10月27
 日判決・行集40巻10号1476頁及びその控訴審・名古屋高裁平成2年7月25日判決・
 行集41巻6・7号1266頁）とされている。

これを本件についてみると、多治見病院及び岐阜振興局では、A重油の市場価格
 の動向を見ながら予定価格を積算し、必要な数量のA重油を自治法及び岐阜県会計
 規則（昭和32年規則第19号）に定める手続によって購入をしている。また、先に述
 べたように重油の市場価格に照らしても、著しく高額の対価を支払っていたと認め
 ることができなかった。

明らかに購入する必要性がないにもかかわらずこれを取得した場合や、合理的な
 理由もなく適正価格を大きく超えた高額な対価で購入したというような場合にあた
 る事情は認められず、長がその付与された裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用
 して売買契約を締結したということとはできない。

また、地方財政法に定める「必要且つ最少の限度」の判定は、個々の事案の具体
 的事情に基づいて広く社会的、経済的及び政策的見地から総合的にこれをなすべき
 であって、個別の取引の事情を捨象して、単に特定の機関における購入単価又は特
 定の調査価格と実際の購入単価の比較のみをもって判定することはできない。

したがって、本件支出が自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反
 しているとは認められない。

以上のことから、多治見病院及び岐阜振興局の平成20年度における重油の調達に
 係る支出事務において自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金
 の支出」は、認められず、請求人の本件請求には理由がなく、これを棄却する。